

事業概要説明書 [1]			事業番号	3-6		
事務事業名	経営安定資金貸付金		担当部名	農政部		
事業開始年度	昭和 55 年度		担当課名	市場課		
実施方法	直営		担当係	管理係		
根拠法令等	宮崎市中心卸売市場取引代金決済及び卸売集荷安定資金融資要綱					
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	<p>市が開設する市場は、市民等に安全で安心な生鮮食料品を安定的に供給する使命がある。その役割を担う卸売業者や仲卸業者等が必要とする時に備える融資制度として、健全な市場運営に不可欠な関係者の経営の安定を確保することにより、取引代金決済を確実なものとして、集荷体制等を一層強化し、安定供給と市場の信頼を高める。</p>				
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>① 市は、予算の範囲内で必要な金額を金融機関に預託し、金融機関は市の預託した金額の2倍に相当する金額を卸売業者、仲卸業者、売買参加者等へ貸付ける。 ② 融資額 36,000千円(平成22年3月末) ③ 融資利率 平成21年度 3.1%、平成22年度 2.9% ④ 融資限度額 前年次の取扱金額に応じて業者ごとに定める。 ⑤ その他 金融機関への市の預託金については、年度末一括返済される。</p>				
	事業の必要性	<p>市場関係業者及び団体から経営安定資金制度存続の要望が提出されている。事業廃止の場合には、スムーズな代金決済が困難となる恐れもあり、市場の信頼性の確保及び生鮮食料品の安定供給に支障をきたす。</p>				
コスト	平成22年度(予算)		人件費			
	直接事業費	80,000 千円	←	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	750 千円		正規職員	750 千円	0.1 人
総事業費	80,750 千円	嘱託職員		0 千円	0 人	
平成22年度 直接事業費内訳	<p>預託額 40,000 千円 市の預託額に対し、銀行が2倍額協調融資</p> <p><参考> 預託額内訳 宮崎銀行 20,000 千円 宮崎太陽銀行 20,000 千円</p>					

事業概要説明書 [2]		事業番号	3-6		
年度		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
直接事業費		110,000 千円		80,000 千円	
財源	一般財源	0 千円		0 千円	
	受益者負担金	0 千円		0 千円	
	その他	110,000 千円		80,000 千円	
成果目標 〔 どういう状態 を目指すのか 〕	<p>受益者である卸業者・仲卸業者・買参人が本制度の融資を受けることにより経営の安定化が図れ、健全な市場運営により市民等への生鮮食料品の安定供給の確保を目的に、必要最小限の預託で貸付運用率を高める。</p>				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ていない。			
	[説明]	<p>特に魚離れ等による消費者の需要の変化により低迷が続いている水産業界の経営安定のため有効な利用がなされている。 この制度の目的から、貸付実績が低いことは望ましいことではあるが、運用率が目標に達していないことから、今後さらに預託額の見直し等に努める。</p>			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段: 指標の説明)	単位	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (目標)
	貸付運用率	%	16	18	75

事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	<p>平成17年度から預託額を業者の借入実績に応じたものに見直しを行い、平成22年度から予算額を3,000万円減額し、また、預託額についても、必要最少額とした。今後も利用実績等を勘案しながら関係者と協議の上、預託額の見直しも含めて検討を行うが、市場の確実な信用決済と集荷の安定等取引の向上が図られるよう引き続き本制度を維持する。</p>				
特記事項 〔 参考情報等 〕					

経営安定資金制度について

【目的】

宮崎市中央卸売市場における取引代金決済及び卸売集荷安定のための資金を融資することにより、市場の確実な信用決済と取引の向上を図るとともに、生鮮食料品の集荷体制等をより一層強化し、安定的供給を確保し、安定的供給を確保し市場業務の信頼を高めることを目的とする。

【経緯】

- ・昭和 55 年 8 月、市は青果部に対し 1 億円、水産部に対し 7 千万円を青果・水産それぞれの精算会社に貸し付け、精算会社は銀行にその金額を預託、銀行は市の貸し付けた金額の 2 倍相当額を貸付枠として卸売業者、仲卸業者、売買参加者等に貸し付ける形で制度の運用を開始した。
- ・昭和 61 年度から水産精算会社に対する貸付額を 1 億円に増額。
- ・平成 6 年度から青果・水産精算会社に対する貸付額を 3 億円（各 1 億 5 千万円）に増額。
- ・平成 16 年度からは市が銀行に直接預託する定期預金預け入れの方法に移行。
- ・平成 17 年度からは貸付実績を見ながら預託額の見直しを進めている。

〔制度にかかる推移〕

（単位：千円）

	預託額	貸付枠	貸付額	運用率	備考
昭和 55 年度	170,000	340,000	—	—	制度の運用開始
昭和 61 年度	200,000	400,000	—	—	貸付額の増額
平成 6 年度	300,000	600,000	—	—	〃
平成 16 年度	300,000	600,000	326,100	54.4%	金融機関に直接預託
平成 17 年度	150,000	300,000	216,100	72.0%	預託額の見直し
平成 18 年度	150,000	300,000	210,000	70.0%	
平成 19 年度	140,000	280,000	208,000	74.3%	預託額の見直し
平成 20 年度	140,000	280,000	44,500	15.9%	
平成 21 年度	110,000	220,000	40,500	18.4%	預託額の見直し

※ 貸付額、運用率は 1 年間（4 月～3 月）の最大値

【その他】

- ・業界からの貸付枠の確保（制度維持）の要請がある。
- ・預託額と貸付実績との間に開きがある。
- ・今後も運用率を目標に近づけるため適切な貸付枠の検討を行う。

宮崎市中央卸売市場取引代金決済及び卸売集荷安定資金融資要綱

(目 的)

第1条 この要綱は宮崎市中央卸売市場（以下「市場」という。）における取引代金決済及び卸売集荷安定のための資金を融資することにより、市場の確実な信用決済と取引の向上を図るとともに、生鮮食料品の集荷体制等をより一層強化し、安定的供給を確保し市場業務の信頼を高めることを目的とする。

(融資機関)

第2条 この要綱に基づく資金の融資を行う機関は、株式会社宮崎銀行及び株式会社宮崎太陽銀行（以下「銀行」という。）とする。

(預 託)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために、予算の範囲内で定める金額を銀行に預託し、銀行は市の預託した金額の2倍に相当する金額を貸付枠とし貸付けを行うものとする。また、預託の期間は預託を行った日から1年以内とする。

(融資資格)

第4条 融資を受ける者は次の各号に該当する者で、宮崎市中央市場精算株式会社及び宮崎市中央市場水産物精算会社株式会社（以下「精算会社」という。）に借入申込書（様式第1号）により申し込みを行い、精算会社並びに銀行の審査を経たものとする。

- (1) 買受人、卸売業者又は精算会社の認定した組合及び協同組合。（以下「組合」という。）
- (2) 精算会社との間で、取引代金精算契約を締結していること。（前号の組合は除く。）
- (3) 市内に住所を有し、かつ市税を滞納していないこと。

(貸付状況報告)

第5条 精算会社は、その月分の貸付状況を翌月の15日までに市長へ報告するものとする。

(期限前償還)

第6条 銀行は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長と協議の上、融資した資金の全部または一部について、期限前の償還を請求することができる。

- (1) 融資資金を、融資の目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により融資を受けたとき。
- (3) 償還金の支払いを怠ったとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(調 査)

第7条 市長は、この要綱の目的の達成のために必要な範囲において、融資を受けた者の事業実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(協 議)

第8条 市と銀行並びに精算会社は、この要綱に基づく必要な預託及び運用に関する事項について、別途協議するものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成16年4月1日から施行する。
- 2 宮崎市中央卸売市場取引代金決済及び卸売集荷安定資金貸付要綱（平成8年4月1日制定）は廃止する。